

一般社団法人大分県治山林道協会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 4月 1日～ 令和10年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：令和8年10月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和7年 5月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和8年10月～ 制度の導入、職員回覧などによる職員への周知

目標2：令和8年10月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

<対策>

- 令和7年 5月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和8年10月～ 制度の導入、職場内掲示などによる職員への周知

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間12日以上とする。

<対策>

- 令和7年 5月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和7年 8月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に3回行う
- 令和7年10月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和7年11月～ 職員会議などで取得状況、周知徹底する。

目標4：令和7年10月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和7年 5月～ 社員へのアンケート調査
- 令和7年 8月～ 各部署毎に問題点の検討
- 令和8年 4月～ ノー残業デーの実施
業務会議等で管理職等への周知及び職場回覧などによる職員への周知（毎月）